

杉並区におけるいじめの防止対策等の取組について

令和6年10月24日 済美教育センター

	各学校の主な取組	教育委員会の主な取組
1 いじめ防止基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進法第13条に基づく「学校いじめ防止基本方針」を平成26年度に区立学校全校で策定 ○教育委員会の改定を踏まえ令和7年4月までに改定 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進法第12条に基づく「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」を平成29年度に策定 ○令和6年8月に改定
2 いじめ問題への対策に関する組織	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織 ・管理職、主幹教諭、生活指導主任、関係教員、養護教諭、スクールカウンセラーのほか、必要に応じてスクールソーシャルワーカー、弁護士、警察官経験者（スクールサポーター）、子ども家庭支援センター職員等も加える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○杉並区いじめ問題対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の附属機関として、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策に関する調査審議及びいじめ重大事態に関する調査報告を行う組織 ・法律、医療、心理、福祉等の専門的知見を有する委員からなる。
3 いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○児童会・生徒会等による主体的な取組を通して、児童・生徒がいじめは絶対に許されないことを自覚するように促し、いじめを許さない学校づくりを進める。 ○道徳教育や人権教育、「いのちの教育」の充実、読書活動、体験活動などの推進等を通して、いじめの解決に向けて、自ら考え、話し合い、多様性や互いのよさを認め合える態度を育成する。 ○年3回以上の「いじめに関する授業」を実施し、いじめは絶対に許されない行為であることなど、子どもたちがいじめについての正しい理解を促すとともに、いじめの防止等のために必要な資質・能力の育成を図る。 ○年3回以上の校内研修を実施し、教職員の資質・能力の向上を図る。 ○インターネットを通じて行われるいじめを防止し適切に対処することができるよう「情報モラル教育年間指導計画」を作成し、児童・生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校が「いじめ対応マニュアル」をもとに、いじめ問題への共通理解を図るとともに「教職員向けチェックリスト」等を活用し、児童・生徒がいじめにあっていないかを確認するよう指導する。 ○人権尊重の理念に基づき、あらゆる偏見や差別の解消を目指す人権教育を一層推進するために、人権教育研修会及び人権教育担当者連絡会を実施し、教職員の人権意識を高める。また、人権教育推進委員会による研究等を推進し、その取組の成果について学校への普及を図る。 ○児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、いのちを大切に思いやりの心を育むために、各学校で実施する「いのちの教育」の取組や、小学校で実施する「スタートカリキュラム」、中学校で実施する「フレンドシップスクール」の活動を支援する。 ○携帯電話・インターネットなどでのいじめやトラブルについて、その危険性や被害の大きさを児童・生徒に正しく理解させるとともに、自ら考え判断し、危険を回避する能力を身に付けさせる活動を関係機関と連携し支援する。また、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処することができるよう、教職員の意識の向上を図るとともに、対応力を強化するための研修を実施し、実践例等の情報提供を行う。
4 いじめの早期発見・事案対処	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針及び「いじめ対応マニュアル」を活用し、いじめの未然防止・早期発見・事案対処を行い、解消に向けて、組織的に保護者や地域、関係機関と連携した取組を進める。 ○東京都の「ふれあい（いじめ防止強化）月間」に合わせた年3回以上のいじめアンケートの実施、スクールカウンセラーを活用した児童・生徒への個別面談の実施等を通して、いじめの実態を的確に把握する。 ○全区立学校で教育相談コーディネーターを指名し、保護者や地域、関係機関との連携やスクールカウンセラーとの相談・面談等の調整を図るなど、校内における組織的な教育相談機能をより充実させる。 ○教職員のいじめ問題への鋭い感覚と的確な指導力を高め、学校一丸となり組織的に対応する。 ○被害児童・生徒の心のケアについては、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関と連携して被害児童・生徒への支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都の「ふれあい（いじめ防止強化）月間」に合わせて、年3回以上のいじめ調査を実施する。未然防止、課題の改善等にもつなげるよう学校の取組を支援する。 ○いじめをはじめとする児童・生徒及び保護者の悩みを把握し、相談等に応じるとともに、全小中学校に配置したスクールカウンセラーによる面談を実施し、学校全体の組織的な対応を支援する。 ○いじめで悩み苦しむ児童・生徒やその保護者に対し、カウンセリングや心理療法等による対応を行うとともに、教育相談室への来所による相談及び電話相談等の相談事業を充実する。 ○保護者のいじめに対する理解を深め、家庭におけるいじめを発見する力と対応する能力を高めるため、東京都教育委員会の発行する「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】」における保護者プログラム等を活用する。

5 その他

○記録の作成・保存

- ・被害児童・生徒への継続的な支援や、対応の事後的な検証のため、学校いじめ対策委員会を開催した際には会議録を作成するとともに、実施した調査（アンケート・聞き取り）や対応した内容についても記録を作成する。
- ・いじめに係る会議録、調査結果等の記録については、全ての教職員が確認できる方法で保管し、いじめに係る児童・生徒が卒業、転学、退学等をしてから5年間が経過するまでは適切に保存する。

○教育 SAT（スクール・アシスト・チーム）

- ・平成19年度から済美教育センターに編成した専門チーム
- ・いじめ等の生活指導上の緊急課題や、事故や事件等の安全確保上の緊急対応、中・長期的な課題対応を支援するため、指導主事、学校管理職経験者等で構成する。
- ・基本方針に基づく本区におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育SATを核として以下の取組を行う。
 - ①いじめの防止等のための学校の対応を支援する。
 - ②研修を通して、いじめの防止等のための対策を学校・地域・関係機関と連携して推進する。
 - ③いじめの防止等のための調査や報告を行う。

※ 教育 SAT によるいじめ対応件数

令和3年度	13件
令和4年度	47件
令和5年度	37件